

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1) 令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(※)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。

(※)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)

求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

(2) 違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまでは

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。



今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(※)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示してください。

(※)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含まれます。

よくあるお問い合わせ

(手数料実績開示)

Q.手数料率実績の公開について、過去の年度(令和5年度職業紹介事業報告以前)や実績が多い上位5職種以外の職種については公開する必要はないでしょうか。

A.公開義務があるのは、直近年度であり、常用就職の実績が多い上位5職種のみです。
なお、常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。

(違約金明示)

Q.令和7年3月31日までに求人の申込みがあった求人者に対しても、違約金や解除方法を含む契約内容を分かりやすく明示する必要があるのでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に求人者とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いします。

Q.求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人者の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人者が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。

違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

Q.「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないよう全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていない場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

労働局	課 室	電 話 番 号	労働局	課 室	電 話 番 号	労働局	課 室	電 話 番 号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1474	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1472	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637

労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になります

また、違約金等について定める場合には、募集主に分かりやすい明示が必要です

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

改正趣旨・背景

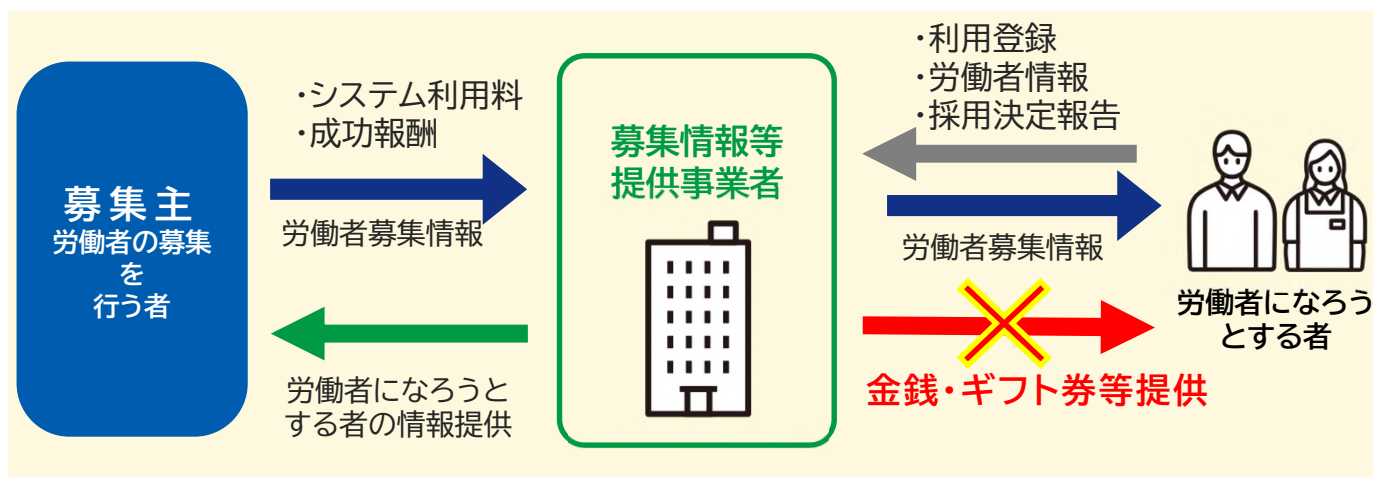
雇用仲介事業者による労働者になろうとする者への金銭提供は、早期離転職(定着阻害)や、それに伴う求人側の手数料負担の問題等に鑑み、既に、職業紹介事業では原則禁止しています。

他方、募集情報等提供事業については、これまで禁止等はされていませんでした。しかし、同様の問題が見られるほか、金銭等の誘因があることで過度の報告インセンティブが生じ、採用後の労働者から複数の募集情報等提供事業者採用決定の報告がされる結果、募集主が当該複数の事業者から成功報酬の請求を受けたり、高額な違約金請求を受けるなど募集情報等提供事業ならではの問題が生じています。

安心して雇用仲介事業を利用できない状況は、労働市場にとって重大な問題であり、また雇用仲介事業の健全な発展を阻害するものです。そのため、次の措置を講ずることにしました。

令和7年4月1日以降、新たに遵守すべき事項

(1)労働者になろうとする者に、金銭等の提供は好ましくなく、社会通念上相当と認められる程度を超えて、金銭などを提供することを行ってははいけません。



(2)募集情報等提供事業の利用料金、違約金等の額、発生条件、解除方法等を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ募集主に誤解が生じないよう明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や一定の無料期間経過後に有料となる場合の料金、利用契約の更新に関する契約内容も含みます。

(金銭等提供禁止)

Q.なぜ、成功報酬型以外の募集情報等提供事業についても、同じ規制が必要なのですか。

A.様々な趣旨・目的・態様で行われている労働者への金銭等の提供は、いずれも、労働者の行動選択に影響を与え、金銭等の誘因による離転職や求人側の負担など、適正な労働力需給調整機能に望ましくない影響があります。募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、事業の質を向上させ、これを訴求することで行うべきものであり、金銭等を提供することによる利用の勧奨が好ましくないことは、成功報酬型以外の募集情報等提供事業についても当てはまるものです。

Q.利用料金について、採用決定時に募集主から成果報酬として求めるビジネスモデルを採用しています。労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することで、確実に採用状況を把握し、利用料金を請求していましたが、今回の措置により、成果報酬型のサービス自体禁止されることにならないでしょうか。

A.今回の措置は、労働者になろうとする者に対する金銭等提供の禁止であり、成果報酬型の料金徴収を禁止したものではありません。つまり、労働者になろうとする者に対する金銭等提供がないのであれば、成果報酬型の料金徴収を行うビジネスモデルで引き続き事業を行うことは可能です。

募集情報等提供事業者によっては、現在、例えば、募集主と労働者になろうとする者の連絡を事業者が運営するサイト内の通信機能によるものに限定する、面接結果を募集情報等提供事業者を介して伝達する、金銭の提供なしで求職者に報告を求める等により、金銭等提供を伴わず成果報酬型の料金徴収を行っているサービスも見られます。

Q.金銭やギフト券のほか、ポイントカードのポイント付加は可能でしょうか。

A.金銭と同じように利用できますので、原則禁止の対象です。

Q.「社会通念上相当と認められる程度」であるかは、どのように判断すれば良いのですか。

A.募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者になろうとする者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、募集情報等提供事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり「社会通念上相当と認められる程度」であっても好ましくありません。

その上で、「社会通念上相当と認められる程度」については、労働者への金銭等の提供は、募集情報を提供するサービスにおけるさまざまな時点で、種々の目的・効果・態様の下で行われており、一律の基準や目安を示すことは困難です。原則禁止とした趣旨は、金銭等の誘引による離転職や募集主に残される料金の支払い負担の問題、募集主が複数の事業者から料金請求を受けることその他料金請求に係るトラブル等を防止することにあります。そのため、こうした問題・トラブルを発生させるおそれがないかを判断することとなります。

具体的には、個々のケースについて、提供される金銭等の趣旨だけでなく、額や経済価値、提供手法、その有する離転職誘引効果、複数事業者からの料金請求等に伴うトラブルが生じやすいまたは生じてきた形態かどうかなど、労働市場への影響をみて、総合的に判断する必要があります。

Q.「金銭等の提供禁止」に該当しないものはありますか？

A.一つ前のQ&Aに書かれている今般の措置の趣旨に照らし、下記①②については、指針による原則禁止の対象外となります。

①提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者すべてに対してではなく、抽選による少数者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。

②イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの(求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く)。

よくあるお問い合わせ

(利用料金、違約金規約等の明示)

Q.令和7年3月31日までに掲載の申込みがあった募集主に対しても、契約内容を分かりやすく明示する必要がありますのでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に募集主とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いします。

Q.利用料金、違約金規約等の明示については、ホームページに掲載することで明示することになるのでしょうか。

A.利用規約等について募集主に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に募集主も確認できる必要があります。募集主の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、募集情報等提供事業者が募集主に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法では、募集主が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。

利用料金や違約金について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールで送付する方法を基本とし、それ以外であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる方法で行ってください。

Q.「利用料金」や「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「利用料金」や「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して募集主が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないように全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていなかった場合には、どのように示せばいいのでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、募集主が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

労働局	課 室	電 話 番 号	労働局	課 室	電 話 番 号	労働局	課 室	電 話 番 号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1474	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1472	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士・幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースがあります。

雇用仲介事業のサービスに関してトラブルが発生した場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けています。

【お知らせ】

令和7年4月1日から、職業安定法施行規則、同法に基づく指針が一部改正され、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者は次の事項を新たに遵守する必要があります

【職業紹介事業者】

- ・職種ごとの平均手数料率の実績を厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に掲載すること
- ・違約金等契約内容をわかり易く明示すること

【募集情報等提供事業者】

- ・労働者になろうとする者への金銭提供の禁止
- ・利用料金や違約金等の契約内容を分かりやすく明示すること

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を 正しく把握しましょう

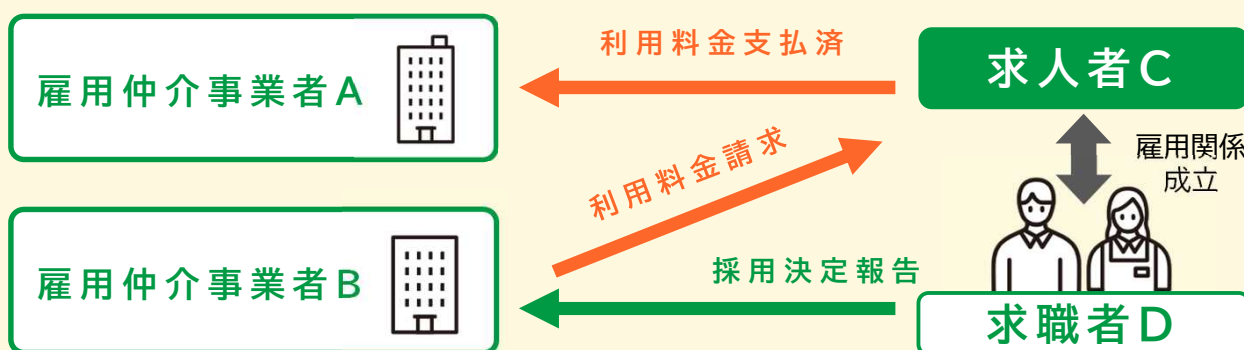
複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

募集情報を提供する事業の中には、求人者の方からサービス利用料金（情報提供代金）を労働者採用後に「成功報酬」という形で、徴収するものがあります。（成功報酬型の募集情報等提供事業）

求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者（A,B）それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者（A,B）の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。（求職者から事業者への採用決定報告に対して、事業者がその求職者に金銭を提供することが、複数の事業者への採用決定報告につながり、求人者が採用決定と直接関係があるとの認識のない事業者からも請求を受けるなどの事案が発生していました。このため、募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供を禁止しました。（令和7年4月施行）

トラブルの例

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。

求人者が記録しておくべき内容

- 採用経路（直接募集、ハローワーク、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）
- 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者である場合には、どこの事業者の紹介や情報提供により、求職者と面接等することになったか
- 紹介・情報提供等のサービスを受けた日
- 面接実施日 ■採用日 ■契約内容と有効期間 等

複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するか内容・条件をよく確認しましょう。（事業者から求人者に対し、あらかじめ誤解が生じないよう、利用料金や違約金等の内容・条件を明示する義務を課すことにしました。（令和7年4月施行）

雇用仲介事業者[※]を安心して利用するために

※職業紹介事業者・募集情報等提供事業者



急に退職者が出て
しまった・・・
配置基準もあるし、
急いで採用しなくては

STOP ちょっと待った!

焦って利用すると、
トラブルが生じる可能性が高くなります。
特に、以下のような点にご注意ください。

! 利用する前に必ず確認しましょう



人材を紹介・リコメンド
してくれるという
メール(FAX)が届いた
「ちょうどよかった!
利用してみようかな」

- 厚生労働省の認定する
適正な紹介事業者か

[認定制度ホームページ](#) ▶



- 職業紹介手数料の
全国平均

[厚生労働省ホームページ](#) ▶



- 実績がある紹介事業者か、
紹介実績のうち
離職者は何人か

[人材サービス総合サイト](#) ▶



- 利用料金はいくらなのか

「比較してみたけど、
A社が一番安い。
A社で決まり!」



! 契約内容を詳しく確認しましょう

- 早期退職の場合手数料の返還があるか等、具体的な規定を確認しましょう。
- 無料で掲載される求人広告には、一定期間が過ぎると有料に切り替わる契約のものがありません。
- また、契約の中には高額な違約金条項が設けられているものもあります。違約金の金額や発生条件についてよく確認しましょう。



「離職要因は
これだったの
か! さっそく、
改善だ!」

! 離職要因分析、 職場定着の取り組みをしましょう

- 離職原因の分析なしに新規求職者を採用した場合、過去にあった例と同じ理由で離職する場合があります。離職した場合であっても利用料金の負担がありますので、自社の離職要因を分析し、職場定着の取組を行いましょう。

雇用仲介事業者(職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)の利用によるトラブルは、
都道府県労働局の『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』までご相談ください。



有料職業紹介サービスを利用する際の注意点

有料職業紹介サービスは、迅速な斡旋が期待できるなどのメリットがありますが、一部でトラブルが発生しています。ご利用の際は、以下のポイントに注意してください。また、トラブルが発生した場合には、都道府県労働局の特別相談窓口にご相談ください。



注意事項

① 有料職業紹介の利用には手数料が必要です。

契約条件等によっては、一人の紹介に100万円を超える手数料が発生する場合があります。契約に当たっては、手数料を含め契約条件をよく確認してください。

※至急の募集など、契約条件によって手数料は更に高額になる場合があります。

② 採用した人材がすぐに退職してしまっても、手数料の支払いが必要となる場合があります。

事業者によっては早期の退職の場合、手数料の一部または全部を返金する制度（「返戻金」制度）を設けている場合があります。返金の対象となる期間・返金額の割合等は紹介事業者によって異なりますので、契約前に確認し、できる限り返戻金制度が充実した事業者を選択することを推奨します。

③ 得意分野など紹介事業者には様々な事業者があります。

ご希望の条件にあった人材の紹介を受けるなど納得したサービスを受けるため、これまで取引のない事業者を利用する場合には、「人材サービス総合サイト」に掲載されている情報を確認したり、同業他社に評判を確認するなどの情報収集をしましょう。

特に、金額や契約条件等ではわからない部分（例えば、募集者のニーズ等にあった人材を紹介してくれるか等）といった点については、情報収集が重要です。

有料職業紹介事業者を選ぶ際は、以下の情報を参考にしてください。

適正な有料職業紹介事業者の認定制度

厚生労働省では、一定の要件を満たした有料職業紹介事業者を「適正認定事業者」として認定しています。認定を受けている事業者をご利用いただくことがトラブル防止に役立ちますので、安心できる事業者を選ぶ基準のひとつとして、ご利用を検討ください。



有料職業紹介事業者の手数料の平均値や離職率について

厚生労働省では、地域別・職種別の手数料の平均値や離職率を公表しています。有料職業紹介事業者を選ぶ際のご参考として、公表データをご確認ください。



職業紹介サービスを利用する際のチェックポイント

1. 職業紹介事業者を選ぶとき

①事業者に関する基本的事項

- ☒ **職業紹介事業の許可を取っているか・
適正な職業紹介事業者として認定を受けているか**
 - ・人材サービス総合サイト(厚生労働省運営※)を使って確認しましょう。
 - ※許可を得ているまたは認定を受けている全ての事業所を掲載しています。
 - ・「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者」には、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした事業者のみが認定されます。

人材サービス総合サイト

検索



(認定マーク)



- ☒ **取引実績や評判は優良かどうか**

医療・介護・保育・幼児教育施設等との取引実績がある場合は直近の実績などを確認し、ない場合は同業の他の求人者とよく情報交換するなど、できる限り情報を集め、事業者を選びましょう。事業者を利用した他の機関・施設と互いに情報を交換することも有効です。

- ☒ **紹介した求職者の定着率はどうか**

人材サービス総合サイトに、各事業者の紹介件数・離職状況を掲載しています。

②事業者・担当者の姿勢

- ☒ **求人者のニーズを理解しているか**
 - 担当者は求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を理解しているか。
 - 質問には丁寧に答えてくれるか。
- ☒ **求人者と密に連絡を取り合っているか**
 - ・担当者が頻繁に変わるようなことがないか。
 - ・担当が変わっても担当者間で情報が引き継がれているか。
- ☒ **求職者のニーズについても十分に把握し、調整に努めているか**
 - ・担当者は求職者の状況や意向についても十分に把握し、それに適した求人者に紹介しようと努める姿勢があるか。
 - ・求人者と求職者の意向の擦り合わせに努める姿勢があるか。

③事業者のサービス内容

- ☒ **求人申込み～就職までのプロセスや平均的な期間**
 - 希望すれば求人申込みから就職までのプロセス、手続、平均的な期間などについて、説明してくれるか。納得できる内容か。
- ☒ **紹介手数料、支払方法の明示があるか**
 - 紹介手数料を明示しているか。紹介手数料の支払方法・時期を明示しているか。
- ☒ **早期離職の際の紹介手数料の返戻ルールがあるか**
 - ・紹介を受けて就職した求職者が自己都合で早期離職した場合の手数料の減額、返還(返戻制度)がルール化されているか。ある場合は、納得できる内容か。
 - ・返戻制度がない場合は、その理由の説明があるか。

※職業紹介事業者を選ぶときは、できるだけ複数の事業者を比較しましょう。

2. 職業紹介事業者を実際に利用するとき

① 求人希望を伝える

☒ 必要とする人材の適性や能力を事業者十分に伝える

- ・ミスマッチを防ぐため、どのような人材を採用したいと考えているのか、求める人材の要件(能力、技術、経験年数など)を担当者に具体的に伝えるようにしましょう。
- ・求人に当たっては、口頭だけでは行き違いが生じやすいので、ミスマッチを防ぐため、求人票などの書面や電子媒体等を作成して労働条件を具体的にし、担当者に交付しましょう。

☒ 契約内容の確認・検討

紹介手数料、支払方法、返戻制度の規定

- ・事前に受けた説明と同じ内容か、書面や電子媒体等で十分確認してから契約しましょう。
- ・不明な点や納得できない点は、契約を結ぶ前に必ず担当者に確認しましょう。
- ・紹介された人材が早期に退職した場合の返戻制度については、その条件等を改めて書面等で確認しましょう。

② 人材の選定

☒ 納得のいく人材を選定する

人材の選定は事業者任せにせず、入念に面接を行い、求める能力や技術を身に付けているか、職場に順応できそうか、などを十分に確認することが重要です。
採用を急いでいる場合でも、必ず確認しましょう。

☒ 求職者への十分な情報提供

職場の雰囲気や就業規則、福利厚生など、求職者が求める情報について十分に情報提供することが、採用後のトラブルや早期離職を防ぐために有効です。

③ 採用時～採用後

職業紹介サービスとは直接関係しませんが、採用後の早期離職を防ぐために有効なポイントは次のとおりです。

☒ 円滑なコミュニケーション

労働条件や、職場の悩み・不満を相談できる責任者、相談窓口をあらかじめ決めておくことが、採用後の早期離職を防ぐために有効です。

☒ 職場環境の点検

職業紹介サービスを通じて採用した職員に限らず、職員の離職率が高い場合には、職場環境に改善すべき点がないか点検することも有効です。

☒ 処遇の改善

医療・介護・保育・幼児教育施設においては人手不足が続いており、これまでと同じ条件では応募が集まらなかったり、一度就職した方がより良い条件を求めて転職してしまうことがあります。

処遇改善の可能性について、今一度ご検討をお願いします。





民間人材サービス(職業紹介、募集情報等提供)を利用する際の留意点

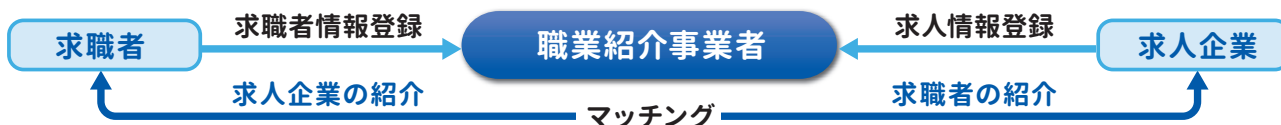


～トラブルも起きています！契約内容を十分確認の上、契約してください～

民間人材サービスの種類

- 求人者の皆さまが、人材を採用するために利用している民間人材サービスには、あっせんを行う「**職業紹介事業**」のほかにも、「**求人メディア**」や「**人材データベース**」など、募集情報等を提供する事業(**募集情報等提供事業**)があります。
- 例えば、ウェブ上に求人を載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスは「**募集情報等提供事業**」になります。

【 職業紹介事業 】



■職業紹介事業の利用には、求職者が就く業務の年収の一定割合相当を紹介手数料として、紹介事業者を支払う形が一般的です。

【 募集情報等提供事業 】



■募集情報等提供事業の利用には、以下のものなど、**様々な料金体系**があります。

- ・ 定額やクリック回数に応じて広告掲載料を支払うもの(掲載課金型)・・・上記の例1に多い
- ・ システム利用料やスカウトメール送信料を定額や従量制で支払うもの・・・上記の例2に多い
- ・ 採用1件ごとに成功報酬を支払うもの(「**成功報酬型**」)・・・上記の例2に多い

料金や違約金をめぐるトラブル事例

職業紹介事業における事例

- ある事業所で、紹介された求職者を不採用とした後、**同一法人内の別の事業所が、そのことを知らずに当該求職者を直接採用したケース**で、紹介手数料の支払いを請求された事例があります。(採用は事業所ごとに行っているが、事業者との契約は法人名で締結されているため、違約金条項に該当するかどうか、法人単位で判断されました。)

募集情報等提供事業における事例

- 成功報酬型のサービスを利用している求人者が、人材採用後、その利用する**複数の事業者から成功報酬を請求されるケース**が生じています。
- その際、当該採用と直接関係があるとの認識がなくても、こうした契約条項を設ける事業者から支払いを求められるケース等があります。(採用の報告を怠った等として多額の違約金請求を受けるケースも生じています。)
- (※) 募集情報等提供事業のうち、「成功報酬型」とは、事業者が提供するサービス(求人メディア、人材データベース)を通じて知り得た労働者を採用した場合に、採用後、当該事業者から一定の料金(いわゆる「成功報酬」)を支払う課金形態をとるものです。
- (※) こうした事業者の中には、その機能を通じて求人者の方がリコメンド(条件に合った求職者情報の提供)を受け、または、スカウトメールを送った求職者については、例えその時には採用に至らなかった場合であっても、一定期間内に、他の事業者やハローワークを通じて、または直接、当該労働者を採用したときに、当初利用した当該事業者から成功報酬を支払うよう求める契約条項を設けているものもあります。



サービス利用時の留意点、契約前に確認いただきたい点

(※)職業紹介事業及び募集情報等提供事業に共通する留意事項 (※)紹介手数料も性質的には成功報酬です

- 複数の成功報酬型サービスをご利用する際には、採用する労働者について、以下のような**採用の経緯**を整理しておき、他の事業者から請求を受けた場合には、これを提示して、当該事業者から受けたリコメンド(条件に合った求職者情報の提供)等による情報提供は、当該採用とは直接関係がないという認識であることを、資料をもって説明できるようにしておきましょう。



- ✓ どの事業者のサービスを通じて面接に至ったのか
- ✓ 当該労働者と連絡や面接を行った日時や内容
- ✓ 採否結果の連絡方法・日時
- ✓ 事業者への成功報酬の支払日 など

- また、成功報酬型のサービスの契約に際しては、**特に以下の事項に関する定めの有無および内容を、契約前に確認することが重要**です。

- ✓ 労働者を採用したときの募集情報等提供事業者への報告(その期限や方法を含む。)
- ✓ 労働者との連絡方法(連絡手段に関する制限の有無など)
- ✓ **情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い**(この場合にも料金の支払いを求める定めはあるか、その内容はどのようなものか)
- ✓ **違約金**について(どのような場合に違約金が発生するか、内容・金額)
- ✓ **返戻金**について(早期退職の場合に、支払った料金の一部が返金される定めはあるか、対象となる期間や返戻率)
- ✓ **契約主体**(当該求人事業所だけに適用される契約なのか、法人全体に適用される契約なのか)

成功報酬型サービスの契約の特徴(※)

- ・労働者を採用した場合、求人者から募集情報等提供事業者への報告が求められる。
- ・面接等の日程調整や、採否結果の伝達など、労働者との連絡はすべて募集情報等提供事業者のウェブサイト上の通信機能を使って行うことが求められる。
- ・これらの**契約条項に違反した場合には、違約金として、たとえば、成功報酬に相当する額や、別に定める定額を支払うことが求められる。**

(※)すべての特徴があてはまるわけではありません。

職業安定法指針の改正

請求をめぐるトラブル等を防止し、求人者・求職者の方が、安心して民間人材サービスを利用できるようにするため、今般、職業安定法に基づく指針が改正されることとなりました。(令和7年4月1日施行)

- 複数の事業者から成功報酬の請求を受けること(当該採用と関係があるとの認識がない事業者からも請求を受けること等)の背景には、労働者から事業者採用報告をすることについて、金銭等の提供(「お祝い金」等)による過度のインセンティブが付与されていることがあげられます。このため、**募集情報等提供事業者による労働者への金銭等提供は原則禁止**することとしました。
- あわせて、募集情報等提供事業者は、**そのサービスの利用料金や違約金について、発生条件や内容等を、求人者に対してわかりやすく、明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等により、誤解が生じないようにあらかじめ明示しなければならない**こととなりました。(職業紹介事業者にも同様のことが求められます。)
- なお、求人サイトの中には、一定期間は掲載無料のところ、当該期間経過後は有料での掲載に移行するものがあり、そのことが十分に明示されないまま、気がつかないうちに有料での掲載に移行し、掲載料金の請求を受けるトラブルも生じています。今回の指針改正による明示義務は、こうしたトラブルについても防止を図るものです。

指針の改正について詳しくはこちら→



厚生労働省が運営する 「人材サービス総合サイト」をご活用ください！

国内全ての職業紹介事業者に関する情報を確認・検索できます

人材サービス総合サイトの特徴

国内全ての職業紹介事業者に関する以下のような情報を確認することができます。
事業者を選択する際などにご活用ください。

- ・紹介事業者があっせんした就職者数、就職者数のうち採用後6か月以内の離職者数
- ・紹介手数料の上限
- ・返戻金制度の有無 など

また、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定を受けている事業者など、一部の事業者については、特定の職種(※)の手数料実績(率または額)や離職率で検索することができます。

※ ①医師、②歯科医師、獣医師、薬剤師、③保健医療サービスの職業、④看護師、准看護師、⑤保健師、助産師、⑥医療技術者、⑦介護サービスの職業、⑧保育士



人材サービス総合サイト
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

人材サイト



検索例

手数料実績率(額)

数字を入力し検索

実際の画面では、金額や割合が表示されます。

取扱業務の職種別の手数料実績率および離職率

離職率

0 ~ 20 %

取扱業務の職種	手数料実績率又は額	離職率
1 医師	令和02年度	令和02年度
4 看護師、准看護師	令和04年度	令和04年度
8 保育士	令和05年度	令和05年度

参考1：医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度

厚生労働省は、「人材サービス総合サイト」のほかにも、一定の基準を満たしている有料職業紹介事業者を「適正な有料職業紹介事業者」として認定、公表しています。数多くある職業紹介事業者の中から、安心して利用できる事業者を選ぶ基準の一つとしてこちらサイトもご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者 特設サイト
<https://www.jesra.or.jp/tekiseininintei/>



参考2：お知らせ(検索項目の充実)

職業安定法施行規則の一部改正により、令和7年4月1日以降、職種ごとの平均手数料率等の実績を人材サービス総合サイトに掲載することが職業紹介事業者に義務付けられます。
(※)各職業紹介事業者の取扱い上位5職種に限り、常用就職の紹介実績が10件以下の場合は掲載対象外です。



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局